

県民健康管理調査業務における保険について（概要）

1 保険内容

- (1) 巡回で検査を実施している医師等が、甲状腺検査等において誤診をした場合の医療訴訟から保護するための放射線医学県民健康管理センターとしての保険
- (2) 本法人の医師等はもちろんのこと、協力してもらっている他の医療機関の医師等が誤診した場合の医療訴訟から保護するため、県民健康管理調査業務に携わっていただく医師等の個人に対する保険
- (3) 現在、医科大学及び附属病院が加入している保険とは別立てとなり、放射線医学県民健康管理センターが実施している福島県「県民健康管理調査」（甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦調査等を含む）のための保険（既存保険の解約は不要）

2 加入対象保険

医師・医療施設賠償責任保険（三井住友海上）

※医師賠償責任保険と医療施設賠償責任保険をセットした保険。

※保険契約締結前に実施した検査（調査）に基づき発生した損害に対しても適用。

3 支払限度額

10億円/1事故・保険期間中

4 保険加入時期

今週中

5 外部支援者等への周知等

外部支援者に対しては、検査協力支援のための依頼文書送付に合わせて、甲状腺検査実施にあたり、医療訴訟等から保護するために保険に加入している旨を周知。

なお、8月13日（月）から8月15日（水）は甲状腺検査を行わないことから、甲状腺検査が再開される8月16日（木）から、検査現場において周知することとしたい。また、それ以降は、外部支援者に発送する招聘状の中において、周知することとしたい。